

風薫る季節になりました。さて、2～4月の執行委員会の主な内容をお知らせします。(書記局 和田)

## 2019年7月27日定期大会へ向けたスケジュール 役員候補選出の時期になりました。各支部のみなさんご協力よろしくお願いします。

### ●2019年 5月上旬

(1) 支部長宛に、2019年度の以下役員の選出を要請(6月末締め)

支部長、大会代議員、支部連絡会議員、契約職員担当者、(東広島地区は安全衛生委員候補)

(注)大会代議員数は5月1日現在の支部組員数による(支部組員数20名につき1名を選出。端数は切り上げ。)

### ●2019年 5月28日(火)執行委員会議題

(1) 2018年度活動報告(案)、2019年度活動方針(案) … 6月へ継続審議

(2) 2018年度決算報告(案)、2019年度予算(案) … 6月へ継続審議

(3) 2019年度役員候補決定

(4) 2019年度役員投票管理委員会の設置

### ●2019年 6月初旬～6月下旬

(1) 2019年度役員信任投票公示 ～ 投票 ～ 開票、結果発表

(注)このスケジュールは 投票管理委員会が決定する。

### ●2019年6月25日(火)執行委員会議題(新役員のオブザーバー参加)

(1) 2018年度活動報告(案)、2019年度活動方針(案) … 決定

(2) 2018年度決算報告(案)、2019年度予算(案) … 決定

(3) 大会議案書全体の確定

### ●2019年7月1日(月)までに大会議案書入稿 … 印刷会社

### ●2019年7月11日(木)議案書発送

### ●2019年7月27日(土)13:00～定期大会



## お知らせ 書記局職員1名の雇用について

12月18日執行委員会の承認を経て公募を行いました(12月25日～1月24日)。審査の結果、原嶋こはる氏が5月1日からの採用になりましたのでご報告します。書記局職員は和田・原嶋(常勤)、昨年6月1日採用の栗原(契約パート勤務)の3名体制になります。つきましては以下の業務を再開します。また、職員2名(栗原、原嶋)は育成中ではありますが、少しずつ組合活動の充実を図っていく予定です。よろしくお願いいたします。

### ●霞キャンパス組合広島事務所の開室について

6月より霞キャンパス内の広島事務所の開室を火曜日・金曜日の16:00～17:45とします。

### ●書記が行う各種業務の再開等について

1) 広報紙「ひろば」(発行数約5800部)の作成と全職員への配布

2) 安全衛生委員会へのオブザーバー出席(東広島、霞、東千田)

3) 各支部活動へのオブザーバー出席

4) 四役会議、執行委員会、支部連絡会議への原嶋書記のオブザーバー出席



## お知らせ 組合費について

2月26日執行委員会で「組合費規定に関する内規」に以下の内容（第4条）を追加しました。組合では「組合費規定」により毎年6月の本給月額を基準に組合費月額を決定し、8月から改定金額で徴収しております。今年度の8月から図のような運用にさせていただきます。

なお、今まで契約フルタイムの方は一律月額500円でしたが、本給月額×0.25%になります。しかし、この算出式では今までの月額500円よりも低額の方や倍額の1000円以上の方が発生するため、内規で500円～1000円という範囲指定を行いました。

また、契約フルタイムの方の本給月額を把握させていただくために、本給月額が不明である契約フルタイムの方には5～6月中旬に給与情報（本給月額）を組合が取得するための同意書を求める予定です。個別に郵送しますので、記載の上、ご返送をお願いします。同意書文面は「広島大学から広島大学教職員組合に対して、広島大学教職員組合の組合費および組合関係費を私の給与から控除するための情報（本給の級・号俸および額）を提供することに同意します。」というものです。

### 「組合費規定に関する内規」追加

第4条 組合費規定附則（移行期間4年）の2）に該当する「契約職員のうち本給区分が月給の者については、組合費は本給月額の0.25%とする。」については、計算の結果、算出した金額が500円に満たない場合は500円とし、1000円を超える場合は1000円とする。

年度	2019	2020	2021	2022
常勤職員 本給月額の	0.5%	0.6%	同左	0.7%到達
契約職員 (フルタイム) 本給月額の	0.25% (500円～ 1000円)	0.3% (600円～)	同左	0.35% (700円～)
契約職員 (パートタイム)、非 常勤等、その他	300円～ 500円	300円～ 600円	同左	300円～ 700円

※組合費（組合費は2022年に常勤は本給月額の0.7%になります。契約【月額】フルタイムは0.35%です。それまでは以下の金額設定です。）  
※常勤職員は年間の徴収月は14月（賞与月2回を含む）とする。  
※契約職員フルタイム及びパートタイムは年間の徴収月は年12月とする。  
※年俸制職員は基本年俸額÷12×65%×0.5%(2019年度)

## お願い 組合メールリストへの登録

組合では広報紙のほかメールリストでの情報発信を行っています。業務用のグループメール等ではなく、個人のメールアドレスの登録をお願いします。現在約100名の方が登録されていませんが、各種連絡等を迅速に行いたいため、ご協力をお願いします。未登録の方は以下のような簡潔なもので構いませんのでご連絡ください。



宛先：（組合宛） [union@hiroshima-u.ac.jp](mailto:union@hiroshima-u.ac.jp) 文例：メール登録をします。所属〇〇〇、名前〇〇〇〇

## 大学教員の諸議題について（予告）

2018年度に制定・改正された「職名の 신설 Special Professor 他」「広島大学のテニュアトラック制度の改正」「学内昇任制度の制定」は大学教員の雇用・労働環境を大きく変えるものになります。秋～春の交渉においては大学説明の「まず箱（制度）を作って中身はあとから」ということから不明確な部分も多く組合は「基本反対」を前提に交渉に臨みました。その中でも制度内容の細かな修正を求め、それはある程度は反映されました。しかし、今後も課題が多いため、現在、大学教員の労働問題の取り組みに際しアンケートの実施を計画しています。5～6月の執行委員会で取りまとめ予定ですが、以下のように考えています。

- ・少し時間をかけ、不満等の意見の羅列ではなく統計的に信憑性を持つものを目指し、交渉素材になり得るように工夫する。
- ・専門家に意見をいただく予定。
- ・周知や配布方法の工夫をする。
- ・テーマは人事のみに焦点をあてず、大学教員の問題意識を平たく何うというスタンスで取り組む。

# 団体交渉のご報告

団体交渉について議題と主要な内容を労働者代表の意見書の抜粋を要約してご報告します。

## 第122回2月5日、第123回3月8日

(議題) 1. 学内昇任制度について

2. 4月1日制度改正(11項目)

3. 諸手当(年末年始、附属学校園の進路指導主事手当 ほか)

## 2. 4月1日制度改正について(11項目)～承諾したものを意見書から抜粋してご報告

### 1. 人事院勧告への対応

(1) 期末手当の支給割合…6月期と12月期の支給割合を同じにするもの。

この6月の夏季賞与から変更になります。

【簡略図】職員の区分	期末手当 期別支給割合の変更			
	旧) 6月1日	旧) 12月1日	→	新) 6月、12月
職員の区分				
一般の職員	100分の122.5	100分の137.5	→	各100分の130
一般職管理職員 特定幹部管理職員※管理職手当I種と以下の教員以外	100分の102.5	100分の117.5	→	各100分の110
指定職本給表適用者	100分の62.5	100分の77.5	→	各100分の70
教員(教頭、教諭、養護教諭及び栄養教諭を除く)	100分の20	100分の25	→	各100分の22.5
再雇用職員	100分の65	100分の80	→	各100分の72.5

(2) 勤勉手当の勤務成績割合の改定… それぞれ引上げられた勤務成績割合に対する見直しをされたもの。

(3) 宿日直手当、特殊勤務手当の見直し… これについても今回は、それぞれの引上げ改定。

### 6. 働き方改革関連法への対応等に伴う見直し

#### ①時間外労働の上限規制等の変更(労働基準法)

現行の労使協定と同様の内容であり、労働基準法原則内の内容のため承諾します。

#### ②(1)年次有給休暇の5日取得義務化について

病院医療職および附属学校園教諭といった適用除外の職種もありますが、夏季休暇期間中に時季指定して取得という方向で承諾します。ただし、現行の業務量の削減や業務内容の整理や分担等の見直し、職場全体に対する計画的年休取得への理解浸透等の取り組みを合わせて行われないと、全体として働き方改革は質的な改革に繋がらないと考えます。また、今回の5日の取得義務化により、従前はその夏季休暇期間中に取得していたお盆時期の特別休暇(仮称リフレッシュ休暇)が一の年度(4月～翌3月)において3日の取得へと変更されましたが、時季移動されたことによりこの3日の休暇が取得困難にならないかということも懸念として申し添えます。

#### (2)年次有給休暇の付与時期の統一

すべての職員への付与時期を4月に統一するというものですが、特に異議はありません。

### 8. 障害者雇用促進法(法定雇用率の達成)への対応に向けて計画的に雇用する契約職員の対象範囲の見直し

現在、任期5年上限を設けずに障がい者雇用をされているのは環境整備員のみですが、法定雇用率を達成するためにそれ(5年上限を設けない)を契約一般職に拡大するものというものです。なお、賃金は採用から5年間は1号俸で6年目から2号俸になります。これは、障がい者手帳を持たない新採用の契約一般職員と同様です。

数値合わせのみにならないよう当該者にとって継続勤務が可能となる個別の配慮を求め職場の環境改善も合わせて必要であると考えます。そのあたりのケアやフォローについては適材適所にしており、外部指導員の援助も活用されているとの説明を受けました。また、障がい者手帳を持たない職員には年1回研修(障がい者雇用に関して)をしているのご説明にて承諾します。残る懸念は障がいを持たない契約一般職員に対する任期5年上限が撤廃されておらず、その点については障がい者優遇であるという不公平感が生じるのではないかと懸念します。

## 9. 契約職員の単価の見直し

- ・時間給単価 1,000 円未満の号俸：時間給 15 円増、月給 2,000 円増
- ・同上 1,000 円以上（一時金支給対象者）：時間給 4 円増、月給 1,000 円増

なお、このことにより以下の表（例）の通り、時間給単価 1,000 円ラインで分かれる 1、2 号俸とそれ以上の号俸の金額差が近接する状態にはなり、それは課題として捉えています。したがって、次年度も契約職員の本給表改定の検討を求めます。

例) 改定した契約一般職員及び契約技術職員の本給表 ( ) 内は 2019 年 3 月 31 日までの旧金額

	フルタイム	パートタイム	4 月 1 日改定内容
1 号俸	広島市勤務 153,000 円 (151,000 円) 上記以外 149,000 円 (147,000 円)	広島市勤務 917 円 (902 円) 上記以外 892 円 (877 円)	<b>月給 2,000 円増</b> <b>時間給 15 円増</b>
2 号俸	広島市勤務 162,000 円 (160,000 円) 上記以外 158,000 円 (156,000 円)	広島市勤務 967 円 (952 円) 上記以外 940 円 (925 円)	<b>月給 2,000 円増</b> <b>時間給 15 円増</b>
3 号俸	広島市勤務 177,000 円 (176,000 円) 上記以外 172,000 円 (171,000 円)	広島市勤務 1,051 円 (1,047 円) 上記以外 1,021 円 (1,017 円)	<b>月給 1,000 円増</b> <b>時間給 4 円増</b>
他号俸略			

2009 年に国際労働機関 (ILO) 総会において 21 世紀の ILO の目標として提案され支持された「ディーセントワーク」とは人間らしい生活を継続的に営める人間らしい労働条件のこととされています。それらに照らせば直接的な労働条件として賃金は持続可能な労働を実現するために重要な要素です。これで十分ではありませんが 1,000 円という数値は現在の社会情勢を鑑みたとき重要な指標です。今回、初めてこれを起点に改定をされたことは評価します。しかし、新規採用者は 1 号俸止まりの任期 5 年上限設定という制度を残置されていることは懸念します。これがある限り「人間らしい生活を継続的に」ということには程遠い労働条件と言えます。例えば、5 年上限があるとしても雇用継続期間中にせめて 3 年目には 1 号俸から 2 号俸に昇給できる等の対応を求めます。

**改善あり!**

## 3. 諸手当について～ 大学回答 (令和元年 5 月 10 日付) を受領しました。

- ①進路指導主事に対する手当…今まで翠地区及び福山地区と異なり支給がなかった附属東雲中学校及び附属三原中学校の進路指導主事に平成 31 年 4 月から教育業務連絡指導手当 (特殊勤務手当) (1 日 200 円) が支給されます。
- ②三原地区の学年主任に対する手当…支給対象が 3 クラス以上のため、当該学校 (中学校、小学校) は 3 クラス未満のため手当支給とならない回答でした。(また、支部で再検討します。)

挟込チラシもご覧ください。

**全労済** 「住みいる共済」  
「交通災害共済」

ご返送は当組合、または全労済 (渡部様) まで。募集締切り 5 月 27 日 (月)



発行 広島大学教職員組合

(東広島事務所 本部)

東広島市鏡山 1-7-2

(広大西口 西エネルギーセンター内)

内線 (東広島 84) 5390

東広島以外からは 84 をつけておかけください。

TEL/FAX 082-422-7556

メール union@hiroshima-u.ac.jp

ホームページ

<http://home.hiroshima-u.ac.jp/union/>

## ろうきん説明会開催!!!

「ろうきん」(中国労働金庫) は、労働者によってつくられた金融機関で組合では、給与天引きで利用できる商品を取り揃えています。

まずは東広島で一般的な商品例の相談会を行いますので、ちょっと話だけでも等、気が向きましたらお気軽にお立ち寄りください。(他の地区での開催要望があればご相談ください。) 個人型確定拠出年金 (愛称 iDeCo イデコ) や財形、住宅ローン、車のローン等を準備しています。

日時: **2019 年 5 月 22 日 (水) 16:30~17:30**

(18:00 まで個別に相談等は受け付けます。)

場所: 組合本部事務所 (東広島)

説明者: 中国労働金庫西条支店 中村洋子さん (組合の担当営業)

その他: ※参加無料、事前申込不要。

※コーヒー・お茶あります。時間途中からの参加も歓迎です。

※事前に具体的な質問等がございましたら、メールでお寄せ下さいれば資料等準備します。

追記: 例えば、財形については広島大学でも年 2 回 (4 月、10 月) の取り扱いはありますが、組合での取り扱いは随時ご利用開始できます。